

令和2年度  
福島県保健師等修学資金  
修学生募集のお知らせ

～新規貸与～

福島県保健福祉部医療人材対策室

## I はじめに

- 1 福島県保健師等修学資金は、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「保健師等」という。）の確保が困難な福島県内の医療施設等における保健師等の充実確保を目的とするもので、将来、これらの施設で保健師等の業務に従事しようとする方に、保健師等の養成施設に在学期間（正規の修業年限）、修学資金を貸与するものです。  
したがって、卒業後、県外に就職することが確実な方は、当該修学資金を利用することは出来ません。
- 2 この修学資金は、別表の施設で引き続き5年間（以下「義務年限」という。）保健師等の業務に従事したときは、貸与金の返還が免除されます。  
また、義務年限に達しない場合でも、相当期間、保健師等の業務に従事したときは、その一部が免除されることがあります。
- 3 ただし、卒業後1年以内に免許を取得できない場合、又は卒業後直ちに別表の施設で業務に従事しない場合等には、貸与金を返還していただきます。

## II 貸与対象者

次に掲げる要件を満たす方で、卒業後、別表の施設で保健師等の業務に従事しようとする方に無利息で修学資金を貸与します。

- (1) 保健師等の養成施設に在学していること。
- (2) 品行が正しく、学術に優れ、身体が強健であること。
- (3) 修学に際し、経済的援助を必要とすること。

※ 生計を一にする家庭の所得金額を所得基準額で除して求められる基準所得比率が2.0以上となる場合、「修学に際し、経済的援助を必要とすること。」に該当しないものとして貸与の対象となりません。基準所得比率の求め方については別紙「基準所得比率の求め方」を参照してください。

- (4) 同種類の修学のための資金の貸与又は給与を受けていないこと。

※ 同種類とは、保健師等養成施設への修学を目的とした資金や奨学金で、福島県保健師等修学資金と同様に、養成施設卒業後に特定の施設に勤務することを要件とする返還免除規定を備えたものを指します。

なお、他の奨学金等との併用が不可とされている奨学金等の貸与を受けている場合も本修学資金の貸与を受けることができません。

### Ⅲ 貸与額及び募集人員

	一般枠	南相馬市及び双葉郡枠※1
貸与月額	保健師、助産師、看護師 養成課程 国公立※2 39,000円 民間立 56,000円	一般枠の金額に30,000円 を加えた額 国公立※2 69,000円 民間立 86,000円
	准看護師 養成課程 国公立※2 19,000円 民間立 32,000円	一般枠の金額に30,000円 を加えた額 国公立※2 49,000円 民間立 62,000円
募集人員	70名程度	10名程度
提出書類	保健師等修学資金貸与申請書 (第1号様式) ※その他の提出書類は「Ⅳ 申 請手続等」を参照	保健師等修学資金貸与申請書 (第1号様式の2) ※その他の提出書類は「Ⅳ 申 請手続等」を参照

※1 保健師等の養成施設を卒業後、南相馬市及び双葉郡に所在する別表の施設  
 で保健師等の業務に従事しようとする方には、一般枠の貸与月額に一律  
 ※30,000円を加算します。

※2 国公立には、独立行政法人国立病院機構等が設置した養成所を含む。

※3 修学資金は令和2年4月分から貸与します。

※4 提出された申請書類等により審査・選考を行い、予算額を勘案しながら承認・  
 不承認を決定します。

### Ⅳ 申請手続等

修学資金の貸与を希望する場合は、以下により、在学する養成施設を經由して、福島  
 県保健福祉部医療人材対策室まで提出してください。

なお、卒業後、南相馬市及び双葉郡の医療機関で保健師等の業務に従事しようとする  
 方は、以下の【注】にご注意ください。

#### 1 提出書類

(1) 提出書類チェックリスト

(2) 保健師等修学資金貸与申請書 (第1号様式)

※南相馬市及び双葉郡枠で申請の方は、保健師等修学資金貸与申請書 (第1号  
 様式の2)

(3) 養成施設の長の推薦書 (第2号様式)

※ 推薦順位の記載は必要ありません。

(4) 健康診断書 (養成施設で実施する健康診断の結果通知書等でも可)

(5) 学業成績証明書 (令和2年度入学生は、添付不要。)

(6) 本人及び本人と生計を一にする家族全員分 (中学校を卒業して2年目以降の者)  
 の市町村発行の「令和2年度所得証明書」(平成31年1月から令和元年12月ま  
 での期間の所得を証明する書類。源泉徴収票等は不可)

※所得が「0円」の場合等で所得証明書が発行されない場合は課税証明書を提出してください。

※なお、「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではありません。例えば、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

また、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

(7) 作文

テーマ「私の考える理想の看護師像」(A4用紙横書き、800字から1,000字程度)

※ 下線部はそれぞれの養成課程に合わせて書き換えてください。

※ 作文には名前を記入してください。

(8) 住民票(本人及び連帯保証人の住所地が県外の方のみ)

(9) 特別控除の内容を証明する書類(特別控除の適用を希望する方)

「基準所得比率の求め方」②特別控除額のうち、3～6に掲げる「特別の事情」に該当する世帯で、適用を希望する場合は、その内容を証明する書類及び具体的な控除額の算定を証する書類を添付してください。(様式は任意)

※例:「3 障がい者のいる世帯」→障害者手帳の写しなど

「5 家計支持者が別居している世帯」→単身赴任に要する家賃の金額が分かる契約書など

「6 火災・風水害などの被害を受けた世帯」

→店舗が全壊し、新たに立て直した場合、その金額が分かる書類。

(保険適用額は除く。)

(10) 令和2年度大学等奨学生採用候補者決定通知の写し(日本学生支援機構の給付奨学金受給者のみ)

2 申請書(第1号様式)記載上の注意

(1) 「生計を一にする家族の状況」欄は、以下により記入してください。

ア 同一の住居に居住し、生計を一にしている家族

イ 居住を一にしていない場合であっても、下記のような状況にある家族は、「生計を一にする家族」として記入してください。

- ・ 病気治療のため病院等に入院中の場合や季節労働者として働いている場合
- ・ 勤務の関係や教育の関係で居住を一にしていないが、その家族の生活費を仕送りしている(家族から仕送りを受けている)場合
- ・ その他これらと同様の状況にある場合

(2) 「前年の収入(税込み)」欄は、令和2年度所得証明書を参照し、給与は「給与収入金額(給与支払金額)」を、給与以外は「営業等所得」等の各所得の金額を記入してください。

(3) 「日本学生支援機構の給付奨学金」欄は、日本学生支援機構の給付奨学金の支給を受ける方のみ記入してください。

(4) 申請者が未成年（20歳未満）の場合には、親権者又は後見人が同意欄に記名押印してください。

(5) 連帯保証人2名のうち、1名は申請者の親族、他の1名は独立の生計を営み、かつ、修学資金の返還債務を負える程度の資力を有している成年者としてください。2人の保証人は別生計である者とします。

なお、以下に掲げる方は、保証人となることができません。

ア 民法（明治29年法律第89号）第20条第1項に掲げる制限行為能力者（未成年、成年被後見人、被保佐人、民法第17条第1項の審判を受けた被補助人）

イ 修学資金の返済債務を負える程度の資力を有していないと認められる者

（例）・無収入の方

・返済債務（月額19,000円～86,000円）を負担できる程度の定期的な収入の無い方 など

ウ 税金（国民健康保険料、住民税、固定資産税、自動車税など）や公共料金を滞納している方

(6) 申請書（第1号様式）の表面と裏面の上段に申請者及び連帯保証人2名の方の捺印を押印してください。

(7) 申請書（第1号様式）は控え（写し）をとっておいてください。

### 3 使用する印鑑について

(1) 申請者が押印する印鑑と連帯保証人が押印する印鑑は、同じものを使用しないでください。

(2) 第2号様式の推薦者は養成施設の長とし、職印を押印してください。

### 4 修学資金の口座振込について

(1) 修学資金を振り込む口座の名義人は、貸与者本人のものに限ります。

【注】南相馬市及び双葉郡に所在する別表の施設で保健師等の業務に従事しようとする方は、以下の1～3のいずれかを選んで申請してください。

申請パターン	留意事項
1 一般枠での申請（第1号様式を提出）	選考に漏れた場合、南相馬市及び双葉郡枠への再申請は不可
2 南相馬市及び双葉郡枠での申請（第1号様式の2を提出）	選考に漏れた場合、一般枠への再申請は不可
3 両枠への申請（併願） （第1号様式及び第1号様式の2を提出）	南相馬市及び双葉郡枠での選考に漏れた場合、一般枠へ移行させ再選考

## V 提出期限

令和2年6月30日(火)

※ 上記の提出期限は、福島県保健福祉部医療人材対策室への提出期限です。各養成施設事務担当への提出期限は、別途確認してください。

## VI 修学資金の返還猶予

次のいずれかに該当する場合であって、所要の手続を行い認められた場合には、その事由が継続する期間を限度として修学資金に係る返還の債務の履行が猶予されます。

- (1) 卒業後1年以内に保健師等の免許を取得し、直ちに別表の施設で保健師等の業務に従事しているとき。
- (2) 卒業後引き続き他の保健師等の養成施設に入学しているとき。
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により返還することが困難と認められるとき。

## VII 修学資金の返還

1 次のいずれかに該当する場合（修学資金の返還猶予又は返還免除に該当する場合を除く。）には、修学資金を返還しなければなりません。

- (1) 修学資金を貸与する旨の契約が解除されたとき（退学等）。
- (2) 卒業後1年以内に保健師等の免許を取得しなかったとき。  
(例) 令和2年3月10日に卒業し、令和3年3月9日までの間に保健師等の免許を取得できない場合。なお、令和3年3月10日以降に保健師等の免許を取得した場合であっても返還の対象となります。
- (3) 卒業後1年以内に保健師等の免許を取得した場合であっても、直ちに別表の施設で保健師等の業務に従事しなかったとき。
- (4) 返還免除を受ける前に業務外の事由により死亡し、又は業務に従事しなくなったとき。
- (5) 南相馬市及び双葉郡枠での貸与については、以下のとおり。
  - ・南相馬市及び双葉郡以外に所在する別表の施設で保健師等の業務に従事した場合：加算分のみ返還
  - ・上記(1)～(4)に当てはまる場合：貸与額全額を返還

### 2 返還期間等

修学資金の返還の事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸与を受けた期間に相当する期間内に返還していただきます。ただし、返還猶予の期間がある場合は、その期間を合算した期間とします。

### 3 延滞利息

修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき額につき年14.5%の割合で計算した延滞利息を徴収します。

## Ⅷ 修学資金の返還免除

次のいずれかに該当するようになった場合には、返還債務の全部又は一部が免除されることとなりますので、速やかに定められた手続をしてください。

### 1 全部免除になる場合

- (1) 卒業後1年以内に保健師等の免許を取得し、直ちに別表の施設で保健師等の業務に従事し、引き続き別表の施設で5年間その業務に従事したとき。
- (2) 卒業後1年以内に当該免許を取得し、直ちに別表の施設で保健師等の業務に従事し、引き続き別表の施設で業務に従事中、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

### 2 全部又は一部免除になる場合

- (1) 卒業後1年以内に保健師等の免許を取得し、直ちに別表の施設で相当期間、保健師等の業務に従事したとき。

免除額計算式

この期間が、2年に満たない場合は、2年

$$\text{免除額} = \text{貸与金額} \times \left( \text{従事期間} \div \boxed{\text{貸与期間}} \div 2.5 \right)$$

### 【全部免除の例】

例1 民間の准看護学校に在学中、修学資金の貸与を2年間受け、卒業後直ちに別表の施設に3年従事したのち、県外の病院に就職するなど、別表の施設に従事しなくなった場合

貸与金額 768,000円  
免除額  $768,000\text{円} \times (3\text{年} \div 2\text{年} \div 2.5) = 460,800\text{円}$   
返還額 307,200円

例2 民間の看護学校に在学中、修学資金の貸与を3年間受け、卒業後直ちに別表の施設に4年従事したのち、結婚などにより、別表の施設に従事しなくなった場合

貸与金額 2,016,000円  
免除額  $2,016,000\text{円} \times (4\text{年} \div 3\text{年} \div 2.5) = 1,075,200\text{円}$   
返還額 940,800円

- (2) 災害、疾病、死亡その他やむを得ない事由により、Ⅷ1(1)の要件を満たすことができないとき。

## Ⅸ 修学資金に関するお問合せ先及び申請書等の送付先等

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2-16

福島県保健福祉部医療人材対策室（修学資金担当）

電話：024-521-2847（直通）

E-mail shugaku@pref.fukushima.lg.jp

別 表

所在地	施 設 の 種 別
県 内	1 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院 2 医療法第1条の5第2項に規定する診療所 3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設 4 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関のうち独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関 5 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター（助産師に限る。） 6 地域保健法（昭和22年法律第101号）第21条第1項の規定により県が定めた人材確保支援計画の対象となる町村（保健師に限る。） 7 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同法第8条第29項に規定する介護医療院 8 介護保険法第41条第1項本文の規定に基づき指定を受けた居宅サービス事業者が当該指定に係る居宅サービス事業（訪問看護を行うものに限る。）又は同法第53条第1項本文の規定に基づき指定を受けた介護予防サービス事業者が当該指定に係る介護予防サービス事業（介護予防訪問看護を行うものに限る。）を行う事業所（第1号から第5号まで及び第7号に掲げる施設において3年以上保健師等の業務に従事した者が、引き続き当該事業所において従事する場合に限る。）
県内及び 県外	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

※南相馬市及び双葉郡柞の場合、病院については、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項又は第2項の規定による許可を受けた病床数が200床未満のもの又は当該許可を受けた病床数のうち精神病床数が80パーセント以上を占めるものに限る。



## 基準所得比率の求め方

福島県保健師等修学資金の貸与において、基準所得比率が2.0未満であるということをお志願資格としておりますので申請の前にご確認ください。

### 基準所得比率の計算式

(① 生計を一にする家族全員の合計所得金額－② 特別控除額) ÷ ③世帯ごとにおける所得基準額

①～③については、以下により算出します。

#### ① 生計を一にする家族全員の合計所得金額

所得の種類に応じて、下記により算出してください。

なお、(1)から(3)の所得がある場合は、それぞれで算出したものを合計してください。

##### (1) 給与にかかる所得金額

生計を一にする家族全員の所得証明における「給与収入金額」(もしくは、「給与支払金額」)を合計し、その合計収入金額が該当する下表の計算式を適用して所得金額を算出してください。

合計収入金額 (給与)	所得金額
3,290 千円以下のもの	0 円
3,290 千円を超え 4,000 千円以下のもの	合計収入金額×0.8－2,626 千円
4,000 千円を超え 8,780 千円以下のもの	合計収入金額×0.7－2,226 千円
8,780 千円を超えるもの	合計収入金額－4,860 千円

(例)

合計収入金額が 7,900 千円の場合、表の「4,000 千円を超え 8,780 千円以下のもの」に該当するので、合計収入金額×0.7－2,226 千円の式に代入します。

7,900 千円×0.7－2,226 千円＝3,304 千円 となります。

##### (2) 給与以外の所得金額

生計を一にする家族全員の所得証明における「営業等所得」、「農業所得」、「不動産所得」、「雑所得」等を合計して所得金額を算出してください。

##### (3) 日本学生支援機構の給付奨学金 (該当者のみ)

日本学生支援機構の給付奨学金の支給を受ける方は支給額を所得扱いとします。

## ② 特別控除額

申請時点において特別の事情に該当する場合は、特別控除額として計算式に入れます。

特別の事情		特別控除額				証明書
1	母（父）子家庭	490 千円				不要
2	就学者の居る世帯 ※看護師、理学療法士等の養成課程は専修学校専門課程、准看護師の養成課程は専修学校高等課程となります。	区分	通学形態	国公立	私立	
		小学生	/	80 千円		
		中学生		160 千円		
		高等学校生	自宅通学	280 千円	410 千円	
			自宅外通学	470 千円	600 千円	
		高等専門学校生	自宅通学	360 千円	600 千円	
			自宅外通学	550 千円	800 千円	
		専修学校高等課程生	自宅通学	170 千円	370 千円	
			自宅外通学	270 千円	460 千円	
		専修学校専門課程生	自宅通学	220 千円	720 千円	
自宅外通学	620 千円		1,120 千円			
大学生	自宅通学	590 千円	1,010 千円			
	自宅外通学	1,020 千円	1,440 千円			
3	障がい者のいる世帯	1人につき 860 千円とします。				要
4	長期療養者のいる世帯	それぞれの事情により経済的に特別の支出をした金額				
5	家計支持者が別居している世帯	別居のために特別に支出した金額 ただし、710 千円を限度とします。				
6	火災・風水害などの被害をうけた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は、生活費をうるための基本的な生活手段（田・畑・店舗等）に被害があつて将来長期にわたって減収又は支出増になると認められる年間金額				
7	家計支持者が父母以外の世帯	410 千円				

就学者のいる世帯による控除は、本人を含みます。

3, 4 についての控除は重複できません。

## ③ 世帯ごとにおける所得基準額

世帯人員	基準額	世帯人員	基準額
1人	1,860 千円	5人	4,280 千円
2人	3,100 千円	6人	4,520 千円
3人	3,620 千円	7人	4,750 千円
4人	3,950 千円	8人	4,980 千円

世帯人員が 8 人を超える場合は、1 人増すごとに 230 千円を世帯人員 8 人の所得基準額に加算してください。

## 所得基準比率の求め方（例）

5人家族（父・母・大学生・高校生・祖母）の場合

家族の状況			収入金額	所得金額	日本学生支援機構 給付奨学金	控除額
父	会社員	給与収入	7,000 千円			
母	パート	給与収入	900 千円			
本人	私立大学	自宅外通学			909 千円	1,440 千円
弟	県立高校	自宅通学				280 千円
祖母	農家	農業所得		600 千円		

① 生計を一にする家族全員の合計所得金額

それぞれの収入金額から、7,000 千円+900 千円=7,900 千円

1 ページ目① の表から、7,900 千円×0.7-2,226 千円=3,304 千円

よって生計を一にする家族全員の合計所得金額は 3,304 千円+600 千円（農業所得）  
+909 千円（日本学生支援機構給付奨学金 月額×12）=4,813 千円となります。

② 控除額

2 ページ目② の表から、本人と弟はそれぞれ就学者の控除において、1,440 千円（私立自  
宅外通学）+280 千円（県立自宅通学）=1,720 千円

③ 世帯ごとにおける所得基準額

5人家族であるため、2 ページ目③ の表から 4,280 千円となります。

1 ページ目の基準所得比率の計算式に①～③ で求めた数字をいれてください。

$(4,813 \text{ 千円} - 1,720 \text{ 千円}) \div 4,280 \text{ 千円} = 0.72\dots$

基準所得比率は 0.72... となります。

つまり、2.0 未満であるため、応募資格を満たすことになります。

(表)

保健師等修学資金貸与申請書

						決定番号	
氏名 (ふりがな)	性別	生年月日	住所				
	男・女	年月日	電話番号	— —			
貸与申請額	月額	円	貸与期間	年 月から 年 月まで			
在学(所)する 養成施設の名 称及び所在地	名称	(課程)					
	所在地						
生計を一にする 家族の状況	氏名	続柄	年齢	職業・学校	同居・別居の別	前年の収入(税込み)	
		本人				円	
					同居・別居	円	
					同居・別居	円	
					同居・別居	円	
					同居・別居	円	
					同居・別居	円	
					同居・別居	円	
					同居・別居	円	
					同居・別居	円	
	計	人	前年の年収合計(税込み)				円

(裏)

日本学生支援機構の 給付奨学金		月額 円	本人の受けて いる(受ける 予定の)他の 奨学金等	名称	円	
				金額	月額 年額	円
連 帯 保 証 人	氏名		生年月日	年月日	本人と の関係	
	住所		勤務先	電話番号 — —		
	電話番号	— —	前年度の年収	税込み 千円		
連 帯 保 証 人	氏名		生年月日	年月日	本人と の関係	
	住所		勤務先	電話番号 — —		
	電話番号	— —	前年度の年収	税込み 千円		
振込口座番号		銀行 支店 普通・当座 番号( )				

備考 振込口座番号は、申請者本人の名義のものに限る。

上記記載事項に相違ありません。

福島県保健師等修学資金貸与条例の規定による保健師等修学資金の貸与を受けたいので、  
関係書類を添えて申請します。

また、貸与を受けるときは、上記指定口座へ振り込んでください。

年 月 日

福島県知事

申請者 氏名 ㊟

(申請者が未成年の場合)

上記の申請について、同意します。

親権者又は後見人 氏名 ㊟

上記の申請により保健師等修学資金の貸与を受けたときは、その返還について連帯してその責めを負います。

連帯保証人 氏名 ㊟

連帯保証人 氏名 ㊟

(表)

保健師等修学資金貸与申請書(保健師用修学資金貸与条例附則第4項による加算用)

					決定番号	
氏名 (ふりがな)	性別	生年月日	住所			
	男・女	年月日	電話番号		— —	
貸与申請額	月額 (うち加算分)	円 円	貸与期間	年 月から 年 月まで		
在学(所)する 養成施設の名称及び所在地	名称	(課程)				
	所在地					
生計を一にする 家族の状況	氏名	続柄	年齢	職業・学校	同居・別居の別	前年の収入(税込み)
		本人				円
					同居・別居	円
					同居・別居	円
					同居・別居	円
					同居・別居	円
					同居・別居	円
					同居・別居	円
					同居・別居	円
					同居・別居	円
	計	人	前年の年収合計(税込み)			

(裏)

日本学生支援機構の 給付奨学金		月額 円	本人の受けて いる(受ける 予定の)他の 奨学金等	名称		
				金額	月額 年額	円
連 帯 保 証 人	氏名		生年月日	年月日	本人と の関係	
	住所		勤務先	電話番号 — —		
	電話番号	— —	前年度の年収	税込み 千円		
	氏名		生年月日	年月日	本人と の関係	
	住所		勤務先	電話番号 — —		
	電話番号	— —	前年度の年収	税込み 千円		
振込口座番号		銀行 支店 普通・当座 番号( )				

備考 振込口座番号は、申請者本人の名義のものに限る。

上記記載事項に相違ありません。

福島県保健師等修学資金貸与条例（附則第4項による加算を含む。）の規定による保健師等修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

また、貸与を受けるときは、上記指定口座へ振り込んでください。

年 月 日

福島県知事

申請者 氏名 ㊟

(申請者が未成年の場合)

上記の申請について、同意します。

親権者又は後見人 氏名 ㊟

上記の申請により保健師等修学資金の貸与を受けたときは、その返還について連帯してその責めを負います。

連帯保証人 氏名 ㊟

連帯保証人 氏名 ㊟

第2号様式(第1条関係)

推 薦 書

		推 薦 順 位	人 中 第 位
氏 名	学 年	養 成 施 設 名	課 程 名 ( )
学 業 評 価	1 極 め て 優 秀	(学業評価の説明)	
	2 優 秀		
	3 普 通		
	4 やや努力がいる		
	5 努力がいる		
人 物 評 価	1 極 め て 優 秀	(人物評価の説明)	
	2 優 秀		
	3 普 通		
	4 や や 劣 る		
	5 劣 る		
参 考 事 項			
日本学生支援機構の給付奨学金		月 額	円

上記の者は、福島県保健師等修学資金貸与条例第2条に規定する要件を具備した者として適当であると認められますので、推薦します。

年 月 日

福島県知事

推薦者 養成施設の所在地

養成施設名

養成施設長名

印



# 記入例

第1号様式(第1条関係)

区分 新規 ・ 継続

(表)

保健師等修学資金貸与申請書							
通学のためアパートを借りているが、住所は変更していない 場合などは欄外に連絡先を記載					決定番号	住民票上の住所	
氏名 (ふりがな)	性別	生年月日	住所				
ふくしま たろう 福島 太郎	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	平成	福島市方木田字水戸内16番6号				
貸与申請額		月額 39,000円	貸与期間		令和2年 4月から 令和3年 3月まで		
在学(所)する 養成施設の名称及び所在地		名称 杉妻看護専門学校 (課程) 看護師課程					
		所在地 福島市杉妻町2番16号					
保健師、助産師、看護師、准看護師の別を記入							
生計を一にする家族の状況	氏名	続柄	年齢	職業・学校	同居・別居の別	前年の収入(税込み)	
	福島 太郎	本人	22	看護学生(杉妻看護専門学校)	学生の場合、学校名まで記入		
	福島 花子	姉	25	看護師	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	3,527,465円	
	福島 次郎	弟	20	大学生(私立北福島大学)	<input type="checkbox"/> 同居 <input checked="" type="checkbox"/> 別居	1,326,547円	
	福島 一夫	父	50	会社員	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	4,133,264円 (配当等一般所得) 93,287円	
	福島 花江	母	52	専業主婦	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	0円	
					<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	円	
	住民票上ではなく、実際に同居しているかどうかで記入						
	所得証明書から 給与は「給与収入金額」「給与支払金額」を 給与以外は「営業等所得」等の各所得の金額を記入						
	給与収入と給与以外の所得がある場合はそれぞれの合計を記入						
計		人	前年の年収合計(税込み)		8,987,276円	(給与収入)	
					93,287円	(給与以外の所得)	

日本学生支援機構の給付奨学金の支給を受ける方のみ記入してください。

### 記入例

(裏)

日本学生支援機構の給付奨学金	月額 75,800 円	本人の受けている(受ける予定の)他の奨学金等	名称 日本学生支援機構 第二種奨学金	金額 月額 年額 50,000円
連帯保証人 氏名	<p>他の奨学金等を借り受けている(受ける予定の)場合は、記入してください。なお、以下のような奨学金等を借り受けている場合は、本県の修学資金の貸与を受けることはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県と同じような貸与条件がある奨学金等 (借り受けることにより一定期間の勤務を義務づけられ、要件を満たした場合にその修学資金の返還が免除されるものをいいます。)</li> <li>・他との併用が不可とされている奨学金等</li> </ul>			
住所				
電話番号	〇市〇〇町〇-〇	勤務先	〇〇(株) 電話番号 024-000-0000	
氏名	080-0000-0000	前年度の年収	税込み 7,000千円	
振込口座番号	杉妻銀行 北支店 普通・当座 番号(12345)			

日中に連絡がつく番号(携帯電話など)を記載してください。

備考 振込口座番号は、申請者本人の名義のものに限る。

上記記載事項に相違ありません。

福島県保健師等修学資金貸与条例の規定による保健師等修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

また、貸与を受けるときは、上記指定口座へ振り込んでください。

令和2年 6月 7日

福島県知事

申請者 氏名 福島 太郎 印

(申請者が未成年の場合)

上記の申請について、同意し

申請者と連帯保証人の名字が同じ場合でも異なる印鑑を使用

親族または後見人

印

以下に掲げる方は、連帯保証人となることができません。

ア 未成年、成年被後見人、被保佐人、民法第17条第

1項の審判を受けた被補助人

イ 修学資金の返済債務を負える程度の資力を有して

いないと認められる方

ウ 税金(国民健康保険料、住民税、固定資産税、自動車税など)や公共料金を滞納している方

受けたときは、その...について連帯し

連帯保証人 氏名 二本松 竹男 印

連帯保証人 氏名 郡山 海子 印

# 保健師等修学資金貸与申請書 提出書類チェックリスト

養成施設名 \_\_\_\_\_

申請者氏名 \_\_\_\_\_

※確認したらレを入れてください。

- 提出書類チェックリスト（本様式）
- 保健師等修学資金貸与申請書（第1号様式）
  - 南相馬市及び双葉郡卒を申請の方は、保健師等修学資金貸与申請書（第1号様式の2）
  - 申請書は控え(写し)をとっておく。
- 養成施設の長の推薦書（第2号様式）
- 健康診断書（養成施設で実施する健康診断の結果通知書等でも可）
- 学業成績証明書（令和2年度に養成施設に入学した方は不要）
- 令和2年度所得証明書（市町村発行。本人及び本人と生計を一にする中学校を卒業して2年目以降の家族全員分）
  - 所得が0円の場合等で所得証明書が発行されない場合は課税証明書を提出。
  - 提出期限までに所得証明書の発行が間に合わない場合は、所得証明書以外の書類を期限までに提出し、所得証明書は市町村で発行され次第速やかに提出。
- 作文（名前を記入）
- 住民票（本人及び連帯保証人の住所地が県外の方のみ）
- 基準所得比率が2.0未満であることを確認
  - ※以下の式に数字を記入して計算してください。
  - (生計を一にする家族全員の合計所得金額－特別控除額)÷世帯ごとにおける所得基準額
  - ( (                      ) - (                      ) ) ÷ (                      ) = . . < 2.0
  - 小数第二位以下切り捨て
- 基準所得比率の算定に当たり、特別控除の適用を受ける場合の証明書類
- 令和2年度大学等奨学生採用候補者決定通知の写し（日本学生支援機構の給付奨学金受給者のみ）